

盛岡広域振興局長告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成27年2月24日

盛岡広域振興局長 杉原永康

- 1 路線名 盛岡大迫東和線
- 2 供用開始の区間 盛岡市根田茂第7地割37番1地先から第5地割22番5地先まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月2日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
  - (2) 期間 平成27年2月24日から同年3月24日まで